

特別永住者証明書に関する手続きのご案内

特別永住者証明書とは

特別永住者証明書とは、特別永住者の方に、その法的地位を証明するものとして出入国在留管理庁長官が交付する証明書です。

記載事項	<表面> <裏面>	
	氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地〈住所〉、特別永住者証明書番号、交付年月日、有効期間満了日 ※氏名の漢字は正字(日本の漢字)に置き換えられます。※通称は記載されません。 ※氏名は旅券と同様に記載されます。(英字氏名が記載されます。)	
有効期間	16歳以上の方	届出(申請)後、7回目の誕生日まで有効 ※更新の場合、更新前の有効期間の満了日後の7回目の誕生日
	16歳未満の方	16歳の誕生日の前日(令和5年11月1日前に発行された特別永住者証明書をお持ちの方については16歳の誕生日)まで有効
交付手数料	無料 ※ただし、交換希望による再交付の場合 1,600円(2ページ参照)	
申請の方法	2・3ページをご覧ください	
申請できる人	本人または同居している親族(いずれも16歳以上) (それ以外の方が申請される場合は、あらかじめ申請する窓口にお問い合わせください。)	

◆みなし特別永住者証明書とは ～旧・外国人登録証明書をお持ちの方へ～

外国人登録法が廃止され、平成24年7月9日に新制度が施行されました。旧制度で交付された「外国人登録証明書」は、下記の期間、出入国在留管理局および市区町村では「特別永住者証明書」とみなされます。

平成24年7月9日(新制度施行日)に16歳以上であった方	外国人登録証明書の次回確認(切替)期間の始期とされる日が平成27年7月8日までに到来する方	平成27年7月8日まで
	上記以外の方	次回確認(切替)申請期間の始期とされた誕生日まで
平成24年7月9日(新制度施行日)に16歳未満であった方		16歳の誕生日まで

出入国在留管理局および市区町村以外では、有効な本人確認資料書類として認められない場合があります。お早目の切り替えをお勧めします。(2ページ(6)参照)

特別永住者証明書の申請から受領まで

※代理の方が手続きする場合の持ち物は申請窓口にお問い合わせください。

申請の理由		持ち物		
		申請するとき		受領するとき
		共通	個別	
(1)	「氏名、生年月日、性別、国籍・地域」が変更となったとき	①有効な旅券 (旅券を提示することができない場合は理由書) ②特別永住者証明書 (紛失時を除く) ③写真1葉 (詳細につきましては、下記の「※写真について」をご参照ください。)	変更を生じたことを証する資料 例: 有効な旅券、国籍取得証明書等、韓国家族関係登録簿に基づく登録事項別証明書、出生届の追完届証明書、氏名等を変更したことに係る確定判決書等	①「交付予定通知書」 ※申請時にお渡しします。 ②特別永住者証明書 又は外国人登録証明書(紛失時を除く) ※窓口に来庁することに著しい支障がある場合に限り、郵送での交付ができます。申請には、理由書、送付用封筒及び切手(860円分)が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
(2)	有効期間を更新するとき			
(3)	紛失、盗難、滅失したとき		遺失届出証明書、盗難届出証明書、り災証明等	
(4)	著しいき損、汚損、ICの記録にき損があったとき			
(5)	交換を希望するとき (「みなし特別永住者証明書」からの切り替えを除く)		交付手数料 1,600円(収入印紙)	
(6)	「みなし特別永住者証明書」(旧・外国人登録証明書)からの切り替えのとき	①有効な旅券(旅券を提示することができない場合は理由書) ②外国人登録証明書 ③写真1葉(縦4cm、横3cm)		

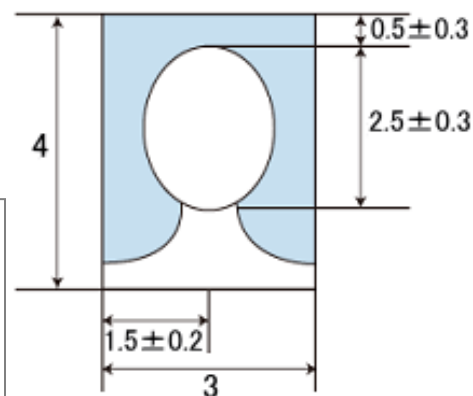
- 申請時と受領時の2回、窓口にお越しいただく必要があります。即日の交付はできません。
- 交付予定期間は1週間です。必ず、期間内に受領してください。
- 次の場合、届出期間は、**事実が発生した日から14日以内**です。(上記(1)、(3)、(4)参照)
 - ・「氏名、生年月日、性別、国籍・地域」が変更となったとき
 - ・紛失、盗難、滅失したとき
 - ・著しいき損、汚損、ICの記録にき損があったとき
- 有効期間を更新する場合、16歳以上の方は誕生日の2か月前から届出ができます。

※写真について

- 縦4センチメートル、横3センチメートル
- 申請前6か月以内に撮影されたもの
- 無帽、正面、無背景(カラー・白黒でも可)。
- 証明写真として不適当な場合は、申請を受付できません。

【不適当な写真の一例】

不鮮明なもの、傷・汚れがあるもの、眼鏡のレンズが反射しているもの、サングラス、カラーコンタクト、マスク、マフラー、髪が目にかかるなど顔の確認が困難なもの、プリントシール機で撮影したなど加工が可能なもの



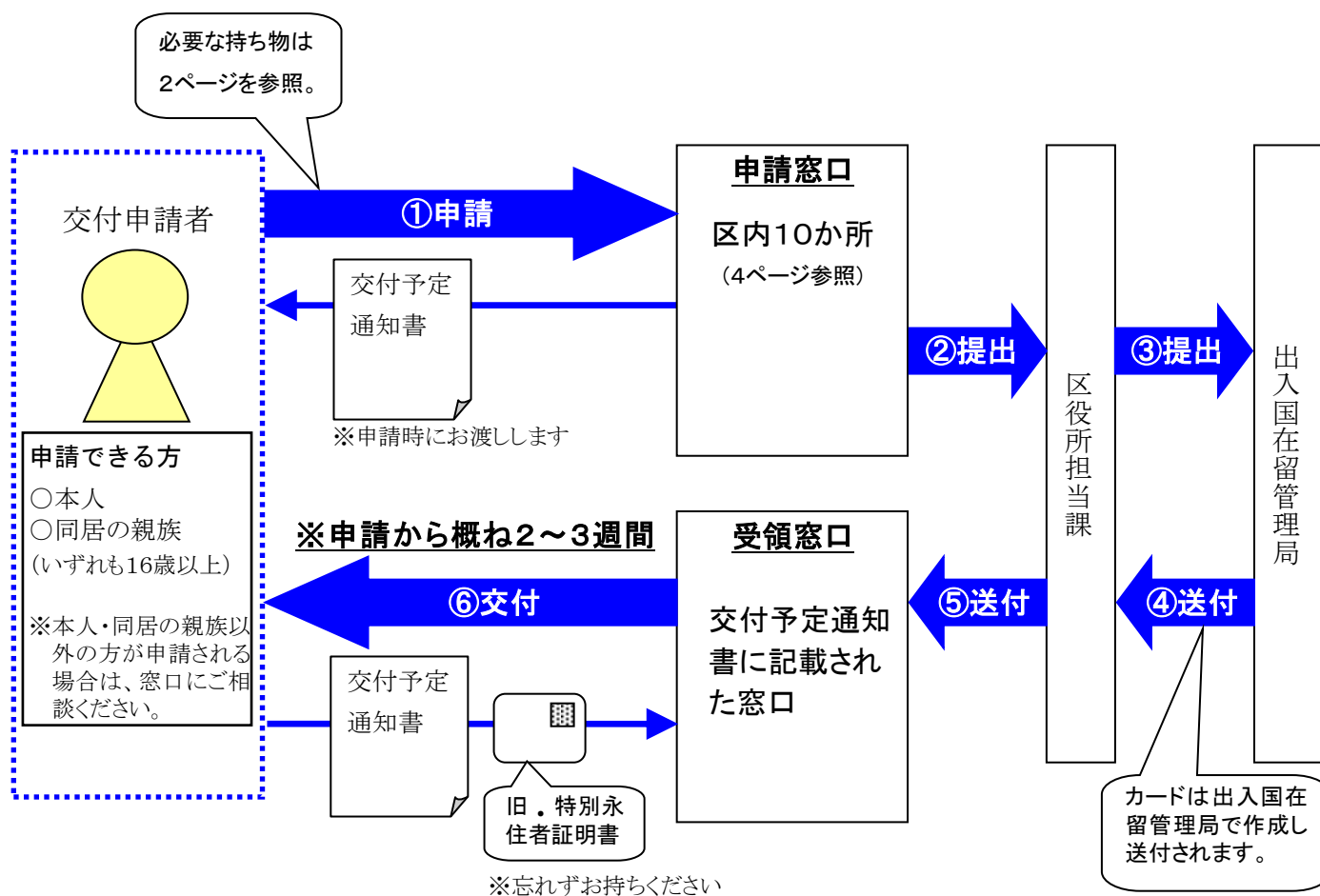
(単位: センチメートル)

16歳の誕生日を迎えるとき ～必ず更新申請が必要です～

◇有効期間更新申請の届出が必要です。更新後は写真が掲載された特別永住者証明書になります。

持ち物	・有効な旅券(旅券を提示することができない場合は理由書) ・特別永住者証明書 ・写真1葉(縦4cm、横3cm)
届出期間	16歳の誕生日の6か月前から誕生日の前日(令和5年11月1日前に発行された特別永住者証明書をお持ちの方については16歳の誕生日)まで

特別永住者証明書を受け取るまでの流れ



■申請するとき

- ◇申請受付は、10か所の窓口です。(4ページ参照)
- ◇持ち物は、2ページを参照してください。
- ◇交付予定通知書をお渡します。

■受領するとき

- ◇交付予定期間内に来所し、特別永住者証明書を受領してください。
- ①交付予定通知書と ②特別永住者証明書をお持ちください(紛失時を除く)。
※交付までにお時間がかかります。ご了承ください。
- ◇交付予定期間は1週間です。交付予定期間の満了後、原則1か月以上経過すると、特別永住者証明書を出入国在留管理局に返送します。必ず、期間内に受領してください。

受付窓口一覧

特別永住者証明書の申請及び交付の手続きは、10か所の窓口でお取り扱いしています。お近くの窓口をご利用ください。手続きは時間がかかりますので、余裕をもって来庁してください。

■ 月～金曜日：午前8時30分～午後5時

■ ★印の窓口は土曜日も開庁しています。午前9時～午後5時

※第3土曜日、祝日、年末年始はお休みです。

窓 口	所 在 地	電話番号	電車・バス最寄駅
★ 世田谷総合支所 くみん窓口	世田谷4-22-35 世田谷区役所第2庁舎1階	5432-2814	世田谷線松陰神社前駅または 世田谷駅各徒歩5分、バス停 世田谷区民会館
★ 北沢総合支所 くみん窓口	北沢2-8-18 北沢タウンホール地下1階	5478-8039	小田急線・井の頭線下北沢駅 南口徒歩5分、バス停北沢タウ ンホール
★ 玉川総合支所 くみん窓口	等々力3-4-1 玉川総合支所1階	3702-1137	大井町線等々力駅徒歩1分、 バス停等々力
★ 砧総合支所 くみん窓口	成城6-2-1 砧総合支所1階	3482-3861	小田急線成城学園前駅徒歩3 分、バス停成城学園前駅
★ 烏山総合支所 くみん窓口	南烏山6-22-14 烏山総合支所1階	3326-8290	京王線千歳烏山駅徒歩5分 バス停千歳烏山駅
★ 太子堂出張所	太子堂2-17-1	3413-1247	田園都市線・世田谷線三軒茶 屋駅徒歩3分、バス停三軒茶 屋
経堂出張所	宮坂1-44-29	3420-7143	小田急線経堂駅徒歩8分
用賀出張所	用賀2-29-22	3700-3657	田園都市線用賀駅東口徒歩5 分、バス停用賀神社前
二子玉川出張所	玉川4-4-5	3707-4946	田園都市線・大井町線二子玉 川駅徒歩5分、バス停二子玉川 駅・玉川高島屋S.C.西口
烏山出張所	南烏山6-2-19 烏山区民センター1階	3300-5361	京王線千歳烏山駅徒歩1分 バス停千歳烏山駅

特別永住者の方が、住所(住居地)を変更したときは、お手続きが必要です。

住所変更される方全員分の特別永住者証明書をお持ちになり、お近くの窓口でお手続きをしてください。

くわしくは世田谷区のホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。

世田谷区

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>